

入 札 公 告

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 11 日

石垣市長職務代理人

石垣市副市長 知念 永一郎



1 入札対象工事

- (1) 工 事 名：石垣市最終処分場浸出水処理施設改良工事
- (2) 工事場所：石垣市字大浜上辻原
- (3) 工 期：本契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで（約 18 カ月）
- (4) 工事概要：浸出水処理施設は稼働から約 26 年が経過し各所で老朽化が進行している。令和 5 年度に埋立地の延命化事業として嵩上げ工事を行ったため、今後も 10 年以上の施設利用が見込まれることから、浸出水処理施設についても延命化の為、機器類の更新工事を行う。詳細は発注仕様書に示す。

処理方式：発注仕様書に示す。

処理能力：日平均処理量 100 m³/日

- (5) 予定価格：金 527, 600, 000 円（税抜）
- (6) 最低制限価格：設定有り
- (7) 単体発注

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) この公告日現在において、石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規程第 5 条による令和 7・8 年度建設工事入札参加資格者名簿に登録があり、次の要件をすべて満たす者であること。
 - ア 登録工種が「機械器具設置工事業」で登録されている者であること。
 - イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による「機械器具設置工事業」の特定建設業許可を受けている者であること。
 - ウ 日本国内で最終処分場の施工実績があること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 石垣市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定等に関する規則第 11 条に基づく資格の取消及び、石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていない者

であること。

- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期間内にあること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、石垣市指名競争契約入札心得第 3 条第 2 項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二社の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、国又は地方公共団体発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(10) 配置技術者等に関する条件

ア 法令等に基づく技術者を適正に配置することができること。

イ 建設業法における機械器具設置工事に係る監理技術者証を有し、最終処分場の施工実績に実績のある監理技術者を専任で配置できること。

ウ 上記の技術者は、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が 3 か月を経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

3 入札参加資格の確認

本工事の入札参加希望者は、2に掲げる事項について資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（1）、（2）
- イ 石垣市入札参加適格審査結果通知書の写し
- ウ 経営事項審査結果通知書の写し
- エ 商業登記簿謄本の写し
- オ 特定建設業の許可通知書の写し
- カ 配置予定の監理技術者等の資格を記載した書面
- キ 管理技術者資格者証の写し又は実務経験経歴書
- ク 監理技術者講習修了証の写し
- ケ 監理技術者の雇用関係を確認する書類（健康保険被保険者等又は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し）
- コ 監理技術者の実績に関する資料（工事実績が確認できる資料コリンズ等）

(2) 提出期間

令和7年7月11日（金）～令和7年7月22日（火）
午前9時00分～午後5時00分（土、日、祝日を除く毎日）

(3) 提出場所

石垣市字真栄里 672 番地 石垣市役所 市民保健部環境課（窓口）

(4) 提出方法

上記申請書等を持参するか、郵送（提出期限当日消印有効）により提出すること。
（郵送する場合は環境課に事前に連絡すること。）

(5) 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年8月8日（金）（予定）
結果通知は、石垣市総務部契約管財課検査係（窓口）にて配布または郵送する。

(6) 異議申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当者に対してその理由について次により説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められた日から3日以内（土、日、祝日を除く。）に説明を求めた者に対して書面をもって回答する。

ア 提出期限

令和7年8月14日（木）

イ 提出場所

石垣市総務部契約管財課契約検査係

ウ 提出方法

書面（様式自由）を持参することにより提出すること。
郵送及びメールやFAXによるものは受け付けない。

4 入札手続き等

(1) 図面等の配布

ア 期間

令和7年7月11日（金）～令和7年7月22日（火）

イ 配付方法

石垣市ホームページからダウンロード

（トップページ→組織から探す→環境課→ごみ→石垣市最終処分場浸出水処理施設一般競争入札について）

ウ 問い合わせ

石垣市字真栄里 672 番地 石垣市市民保健部環境課（0980-82-1285）

エ 入札日時

令和7年8月18日（月）予定

オ 入札場所

石垣市役所 2F 大会議室 1～3 のいずれか

(4) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 工事内訳書の提出

ア 入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

イ 工事費内訳書の様式は自由であるが、作成年月日、工事名称、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、工事区分、工種ごとに数量、単価及び金額を明らかにし代表者印を押印すること。

ウ 工事内訳書は返却しない。

エ 工事費内訳書の提出日は、入札当日とする。

オ 工事費内訳書を提出しない場合、入札に参加できない。

(6) 入札に関する注意事項

ア 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

イ 入札書、委任状は「工事名」及び「工事場所」について、この公告の記載に従い記入すること。

ウ 委任を受けた代理人が入札を行う場合、委任状の提出がないと入札に参加することはできない。

エ 申請書の提出後、都合により入札を辞退する場合は入札締め切り日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

オ 入札参加資格を確認された者であっても、確認後に国、地方公共団体の指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

5 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。
 - ア 入札者が同一業務に対し、2 通以上の入札をしたとき。
 - イ 入札に関し談合又はその他不正行為があったとき。
 - ウ 入札書に記名押印がないとき。
 - エ 入札書に誤字、脱字等で記載事項が確認できないとき。
 - オ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - カ 入札書の表記金額を訂正した入札をしたとき。
 - キ 最低制限価格未満で入札した者。
 - ク 工事内訳書の提出がない場合。
- (2) この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、資格確認申請書及び資格確認資料に虚偽の申請をした者の行った入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格調書内の価格で最低制限価格以上の価格入札した者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 同額の入札をした者が 2 人以上ある場合はくじによって落札者を決定する。

7 契約締結及び契約書の作成

- (1) 落札者の決定後、7 日以内に仮契約を締結しなければならない。
- (2) 対象工事に係る契約は地方自治法第 96 条の規定に基づき石垣市議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、石垣市議会の議決を得て通知したときに本契約となる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除（ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として見積金額の 100 分の 5 を石垣市に納付しなければならない。）

(2) 契約保証金

落札者は、次に掲げるいずれかの契約の保証を付さなければならない。

- ア 請負代金額の 10 分の 1 以上の契約保証金の納付
- イ 請負代金額の 10 分の 1 以上の契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- ウ 請負代金額の 10 分の 1 以上の銀行等及び保証事業会社の保証
- エ 請負代金額の 10 分の 1 以上の公共工事履行保証証券による保証
- オ 請負代金額の 10 分の 1 以上の履行保証保険契約の締結

ただし、免除の場合は工事請負契約書第 48 条の規定により契約を解除したときは、請負人は損害賠償金として契約金額の 100 分の 10 を石垣市に納付しなければならない。

9 その他事項

- (1) 提出された「入札参加資格申請書」及び「資格確認資料」は返却しない。
- (2) 資格確認資料を提出期限までに提出しない者並びに一般競争入札参加資格が無いと認められた者は、入札に参加する事が出来ない。
- (3) 入札参加者は、「石垣市指名競争入札契約心得」及び「石垣市建設工事請負契約約款」及び「仕様書」等を熟読し、これに遵守すること。
- (4) 本工事落札者は、石垣市暴力団排除措置要綱に基づき、誓約書を提出すること。

10 図面等に関する事

ア 提出期限

令和7年7月16日（水）

イ 回答期限

令和7年7月18日（金）

ウ 回答方法

書面にて入札参加業者全社にメールにより回答

エ 問合わせ先

石垣市字真栄里 672 番地 石垣市市民保健部環境課

Mail:seikatu@city.ishigaki.okinawa.jp